

男女共同参画会議 第4回重点方針専門調査会	資料9
平成28年9月16日	

## 「女性活躍加速のための重点方針 2016」

### I あらゆる分野における女性の活躍

#### 2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

#### c) 理工系分野における女性の参画拡大、女性の 学び直しの支援

(文部科学省説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 37
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(3)行政分野、理工系分野等における女性の参画拡大	
細項目	<p>③女子生徒等の理工系選択に係る取組など理工系分野における女性参画拡大の動きをさらに加速させる。          …女子児童・生徒等への理工系分野に対する興味、関心や理解を向上させる取組を強力に推進し、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に取り組む</p>	
該当施策名 (事業名)	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	
当該施策の背景・目的	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 30,000 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 60,000 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>&lt;施策概要&gt;            1:継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等)            2:文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチ仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等)            3:教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等)            4:複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築            5:国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面の支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等)</p> <p>&lt;これまでの取組/来年度の実施予定&gt;            女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省として、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等によるシンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。来年度も引き続き新規拠点を採択し、取組を推進する。</p>	
担当府省庁	文部科学省 科学技術・学術政策局人材政策課	

## 現状認識

- 女性が科学技術分野に進む上で将来像が描きにくい。
- 自然科学系の学部・大学院に占める女性の割合は、人文・社会科学に比べて低い。
- 多用な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーションを活性化させるためには、女性の活躍が不可欠。

⇒ 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。

### 「第5期科学技術基本計画」(抄)(平成28年1月22日 閣議決定)

・国は、次代を担う女性が科学技術イノベーションに関連して将来活躍できるよう、女子中高生やその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の理解を深める取組を推進するとともに、関係府省や産業界、学界、民間団体など産学官の連携を強化し、理工系分野での女性の活躍に関する社会一般からの理解の獲得を促進する。

### 「第4次男女共同参画基本計画」(抄)(平成27年12月27日 閣議決定)

・大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す。

## <事業概要>

- ・支援先：大学・高専等を含めた連携機関等(300万円×20件)  
**H29 新規採択数：10件**
- ・支援期間：2年間
- ・内容：シンポジウム開催、実験、出前講座、理系キャリア相談会等
- ・対象：女子中高生、保護者、教員(小学校5年生以上の児童も可)

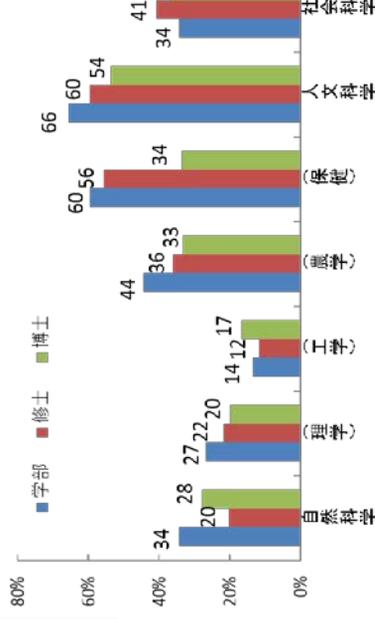
### プログラム実施例のイメージ図



## <目指す姿>

- ・女子中高生の適切な進路選択を通じた、女性の多様な分野での活躍。
- ・科学技術分野での女性の活躍により、我が国の科学技術イノベーションを推進。

(参考) 学部学生・院生に占める女性の割合



平成27年度学校基本調査より作成

## <取組内容の特徴>

### 1. 事業運営の基盤を構築

産学官連携により、女性の活躍に関する社会全体の理解を促進、多様なロールモデルを提示。

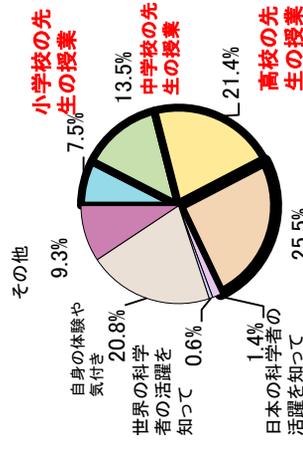
### 2. 文理選択に迷う生徒の興味を喚起

シンポジウム・実験等に加え、積極的な学校訪問によるワークショップ等を実施。理系の進路選択に関心が薄い層や文理選択に迷う層に対する、興味関心の喚起。幅広い視点からの進路選択に寄り。

### 3. 保護者・教員等へのアプローチ

進路選択に大きな影響を与える保護者や教員向けの取組を積極的に実施。また、小学校高学年の児童の参加も可とすることにより、興味関心の早期定着を図る。

(参考) 女子学生が理系の進路を選択した理由



出典：日本ロレアルによる「理系女子学生の満足度に関する意識調査」(平成23年6月)

大項目	1. あらゆる分野における女性の活躍									
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成									
小項目	(6)キャリア形成支援									
細項目	<p>① 大学等において社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大し、女性の学び直しを一層促進するため、文部科学大臣が認定する社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム(職業実践力育成プログラム(BP:Brush up Program for professional))の認定件数を拡大し、出産・育児・介護等で一旦離職した女性の再就職や、職場のリーダー等を目指す女性のためのキャリアアッププログラムの充実を図る。あわせて、出産・育児等から職場復帰する女性について、キャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発等更なるキャリア形成支援策を関係省庁が連携して検討するとともに、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の受講について専門実践教育訓練給付により支援する。</p>									
該当施策名(事業名)	職業実践力育成プログラム(BP:Brush up Program for professional)認定制度									
当該施策の背景・目的	<p>職業に必要な能力・知識を修得・更新・向上するため、大学・大学院等において再教育を受けたいと考える社会人は多く、そのニーズは高いものの、実際に大学等で学び直している社会人は少ないのが現状。 教育再生実行会議第6次提言及び日本再興戦略改訂2015を踏まえ、平成27年7月31日に、「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」(平成27年文部科学省告示第124号)が公布・施行され、大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム」(BP:Brush up Program for professional)として文部科学大臣が認定して奨励する仕組みを創設した。</p>									
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正								
		税制改正要望								
		<p>予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">28年度当初予算:</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>28年度一次補正予算:</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>28年度二次補正予算:</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>29年度要求予算:</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	28年度当初予算:	千円	28年度一次補正予算:	千円	28年度二次補正予算:	千円	29年度要求予算:	千円
	28年度当初予算:	千円								
	28年度一次補正予算:	千円								
28年度二次補正予算:	千円									
29年度要求予算:	千円									
		機構定員要求								
	○	<p>その他(具体的に)</p> <p>毎年大学・大学院・短期大学・高等専門学校を対象に新規公募を行い、有識者による審査を行った上で、「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定。</p>								
当該施策概要	<p>大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大するため、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定することにより、社会人の学び直しを推進する。 また、厚生労働省の教育訓練給付制度と連携しており、「職業実践力育成プログラム」(BP)のうち、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講する社会人は、教育訓練給付金を受給することができる。</p>									
担当府省庁	<p>文部科学省 高等教育局専門教育課</p>									

# 「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度について(概要)

## — Brush up Program for professional —



平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

### 1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。



有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として文部科学大臣が認定

#### 【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

#### 【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

#### ①実務家教員や実務家による授業

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験)

#### ②双方向若しくは多方向に行われる討論

(課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

#### ③実地での体験活動

(インターンシップ、留学や現地調査等)

#### ④企業等と連携した授業

(企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進**を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、**社会人の学び直し**を推進